

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 新型コロナウイルスの感染拡大により県民の文化芸術活動が停滞していることから、文化芸術の力で人々を勇気づけるとともに地域を活性化することを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 やまなし音楽イベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 県民の音楽活動再開の契機とするとともに、地域の賑わいを創出する音楽イベントの開催事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付の対象となる経費及び補助率)

第5条 実行委員会が行う補助事業に必要な経費であつて、別表のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の補助率は、別表のとおりとする。

3 緊急事態宣言の発出あるいはこれに類する措置等、補助事業者の責に帰することができない事情により、やむを得ず補助事業を中止するとして第9条に基づく実施計画変更の申請が行われたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事がやむを得ない事情があると認める範囲において、これを対象経費とする。

(1) 実施計画変更の申請時点において、既に補助事業者が支出している経費（但し、交付決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(2) 補助事業の中止に伴い、実施計画変更の申請時点において発生するキャンセル料等（支給決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(3) その他知事が必要と認める経費

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、令和4年1月15日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号の2)

(2) 収支予算書(様式第1号の3)

2 実行委員会は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、実行委員会に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を、実行委員会に求めることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 実行委員会は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければ

ばならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 実行委員会は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 実行委員会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 実行委員会は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 実行委員会は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第13条 実行委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第7号の2)

(2) 収支決算書（様式第7号の3）

(3) その他知事が必要と認めるもの

- 2 実行委員会は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第15条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

- 2 実行委員会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 実行委員会は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第17条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（決定の取り消し）

第18条 知事は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第7条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明

したとき

- (2) 補助事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき
 - (3) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき
 - (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
 - (5) 補助事業の実施に際し法令に違反したとき
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき
- 2 前項の規定は、第14条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、感染症拡大防止等のため、補助事業を実施しないことが適当であると認めたときは、第7条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

- 第19条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、実行委員会に対して既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 実行委員会は、前項に基づく返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 3 実行委員会は、第1項に基づく返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業	補助対象経費		補助率
	経費	内容	
やまなし 音楽イベ ント実行 委員会事 業	賃金	臨時的に人員を雇用するための経費	当該経費 の 10分の 10
	報償費	出演者（外部）への謝礼金	
	旅費	出張に係る経費	
	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料等	
	委託料	イベントの企画・運営等（但し、事業の一部を委託するものに限る。）	
	使用料及び 賃借料	会場借り上げ料等	

※ 補助事業の実施に伴い収益が発生する場合は、補助事業に要する経費（補助対象経費）から当該収益相当額を除いた額で補助金額を算出すること。

山梨県知事 殿

所在地

名称

代表者名

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
- (3) その他必要な書類

事業内容

補 助 事 業 名	
補助事業を行う目的・ 期待される効果	
事業実施内容・方法	
実施期間	(開始予定日) (終了予定日) (実施日)
実 施 予 定 場 所	

1. 補助事業に要する経費

単位：円

収 入		支 出	
経費区分	金 額	経費区分	金 額
自己資金		報償費	
県補助金		賃金	
借入金		旅費	
その他		需用費	
		役務費	
		使賃料	
		委託料	
		その他	
計		計	

2 補助事業に要する経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
	円	
計		

申請者 住所
名称
代表者

山梨県知事

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助金については、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者 印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業
を次のとおり変更したいので、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第9条第1
項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

① 事業内容

変 更 前	変 更 後

② 経費の配分

単位：円

経 費 区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		補 助 金 申 請 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	

注) 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る
事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 理由

2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 収支の状況

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第7号の2）
- 2 収支決算書（様式第7号の3）
- 3 その他添付書類

実績報告書

事業名	期日	事業内容	備考

収支決算書

(収入)

経費区分	予算額	決算額	摘要
計			

(支出)

経費区分	予算額	決算額	摘要
計			

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 概算払金振込先

金融機関名（金融機関コード）： ()

支店名（支店コード）： ()

預金種別（当座・普通）：

口座番号：

口座名義（フリガナ）： ()

山梨県知事 殿

所在地
名 称
代表者

印

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

やまなし音楽イベント実行委員会事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 円